

出雲市消防団 各種感染症に関する体制について

【消防団活動の規制】

8/3現在 『 通常体制 』

規制レベル	災害 対応	機具 点検	警戒 巡回	各種 会議	各種 訓練
通常体制	○	○	○	○	○
レベル1 (体制への影響はない)	○	○	△	△	△
レベル2 (体制への影響に支障が生じる恐れ)	○	△	△	△	×
レベル3 (体制への影響に支障が発生)	○	△	×	×	×

「○」活動する 「△」対策・協議で活動可とする 「×」原則活動しない

1 「△」の場合でも、活動を「○」とする具体策(条件)

- 機具点検 少人数(3人程度)で短時間実施の場合
- 警戒巡回 窓を開放し、2人で実施の場合
- 各種会議 ①常備消防が参加する会議
②地元自治会や消防後援会会議、分団又は部の会議をコミュニティ消防センター又は地区コミュニティセンターで開催する場合
※事前に方面隊長へ届出(口頭可)を行い、承認を得た場合に限る。
- 訓練 新入団員(基礎)訓練、災害対応訓練等を、屋外において実施する場合
※計画段階で方面隊長へ届出(口頭可)を行い、承認を得た場合に限る。

2 共通事項

- 基本的な感染予防対策(手洗い、消毒、換気等)を行うこと。
- マスクの着用については、各団員の判断とする。
- 発熱やせきなどの症状がある時、体調不良の時は、団活動に参加しない、参加させない。
- 勤務先等の方針で、イベントや集会への参加に制限のある方は、団活動に参加しない。
- 団員が各感染症に罹患した場合は、医師、国、県及び市町村が定める期間の療養とする。同居家族が各感染症に罹患した場合、原則団活動への参加制限は設けない。



問い合わせ先

出雲市消防本部 警防課 消防団係 ☎0853-21-6923

出雲市消防本部 (代表) ☎0853-21-2119

